

参考資料集

○ 国家公務員の自律的労使関係制度に関する経緯	1
○ 国家公務員制度改革関連 4 法案における自律的労使関係制度の措置	3
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要(抄)	4
○ 国家公務員の労働関係に関する法律案の概要	6
○ 職員団体の状況	10
○ 国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について(抄)	
.....	11

国家公務員の自律的労使関係制度に関する経緯

平成18年6月

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

- 政府は、「公務員の労働基本権及び人事院制度（中略）その他の公務員に係る制度の在り方にについて（中略）国民の意見に十分配慮して、幅広く検討を行う」旨を規定。

平成19年10月

「公務員の労働基本権の方針について（報告）」行政改革推進本部専門調査会報告

- 現行のシステムは、非現業職員についてその協約締結権を制約し、一方で使用者を基本権制約の代償措置である第三者機関の勧告により拘束する。このように労使双方の権限を制約するシステムでは、労使による自律的な決定は望めない。
- 一定の非現業職員について、協約締結権を新たに付与するとともに第三者機関の勧告制度を廃止して、使用者が主体的に組織パフォーマンス向上の観点から勤務条件を考え、職員の意見を聴いて決定できる機動的かつ柔軟なシステムを確立すべき。一方で、労使交渉に伴う費用の増大などのコスト等に十分留意し、慎重に決断する必要。
- 改革に先立ち、改革の全体像を国民に提示し、理解を得ることが重要。

平成20年6月

「国家公務員制度改革基本法」自民・公明・民主の合意により政府案を修正の上、成立

(修正前) 第十二条 政府は、国家公務員の労働基本権の在り方については、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示してその理解を得ることが必要不可欠であることを勘案して検討する。

(修正後) 第十二条 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

(改革の実施及び目標時期等)

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行いうるものとし、このために必要な措置については、この法律の施行後五年以内を目途として講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。(第二項・略)

附則

第二条 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方にについて、第十二条に規定する国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。

国家公務員の自律的労使関係制度に関する経緯

<p>平成21年12月 「自律的労使関係制度の措置に向けて」労使関係制度検討委員会報告</p> <ul style="list-style-type: none">● 平成20年10月（第1回）から17回の会議を経て取りまとめ。● 政府における制度設計の検討に資するよう、論点ごとの選択肢を整理し、選択肢の組み合わせの複数のモデルケースを提示。	<p>平成23年6月 「国家公務員制度改革関連4法案」閣議決定・国会提出</p> <ul style="list-style-type: none">● 自律的労使関係制度を措置するため、非現業の国家公務員に協約締結権を付与する等の内容。 <p>【参考】国家公務員制度改革関連4法案の提出までのプロセス</p> <ul style="list-style-type: none">◇平成22年12月 「自律的労使関係制度に関する改革素案」 自律的労使関係制度構築の目的、制度の概要、便益・費用等を取りまとめる。◇平成22年12月 自律的労使関係制度の措置に向けての意見募集（～平成23年1月） 「自律的労使関係制度に関する改革素案」等を公表し、パブリックコメントを実施。◇平成23年4月 国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について 基本法の改革事項全般について、具体的な措置内容や実施時期等を示す方針をパッケージで策定。法案に定める主な事項、自律的労使関係制度の措置に伴う便益・費用等も示されている。
<p>平成24年11月 「国家公務員制度改革関連4法案」衆議院の解散により廃案</p>	

国家公務員制度改革関連4法案（平成24年11月廃案）における自律的労使関係制度の措置

- 労使が職員の勤務条件について真摯に向き合い、当事者意識を高め、自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革。
- 時代の変化に対応し、主として人事・給与制度の改革に取り組むことにより、職員の意欲と能力を高め有為な人材を確保・活用。
- 職員の側も、勤務条件の決定プロセスに参画し、相応の責任を負い、自らの働きぶりに対する国民の理解の下に、勤務条件を決定。
- これらにより、新たな政策課題に迅速かつ果斷に対応し、効率的で質の高い行政サービスの実現を図る。

当局

【団体協約事項】

公務員庁

・政府全体で統一的に定める俸給
月額、手当の額、一週間当たり
の勤務時間等について団体交渉
を実施。

各府省

・各府省ごとに定める勤務時間
の割振り等について団体交渉
を実施。

団体交渉、団体協約の締結

認証された労働組合

【労働組合の認証制度】

以下の要件を満たす労働組合（※）を認証し、
団体協約の締結、不当労働行為救済申立て、
あつせん・調停・仲裁手続への参加、組合員で
ある職員の在籍事務・短期従事を可能とする。
・規約が法律所定の要件を満たすこと、
・組合員の過半数が団結権を有する職員であ
ること 等

※ 一般職の国家公務員である職員が主体となつて自
主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的とし
て組織する団体又はその連合体。
※ 事務次官、外局の長官及び局長等は、労働組合を
結成し、又はこれに加入することができない。

- ・人事院勧告制度及び
人事院を廃止

認証に関する事務を実施

中央労働委員会

〔認証された労働組合、組合員である職員等から、当局が不当労働行為（職員に対する不利益取扱い、団体交渉拒否、支配介入・経費援助等）の禁止義務に違反した旨の申立てを受けたときは、調査・審問を行い、認定した事実に基づき救済命令等を発することができる。
・団体協約締結可能な事項について、権限ある当局と認証された労働組合の間に紛争が発生したときは、あっせん、調停又は仲裁が可能。〕

国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要（抄）

（平成 23 年 6 月国会提出・平成 24 年 11 月廃案）

- 国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずる。
- 国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講ずる。
- 自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るために人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずる。

III 自律的労使関係制度の措置に伴う改正

1 協約締結権の付与及び公務員庁の設置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止

- (1) 国家公務員法に規定する任免、能率、分限、懲戒、服務に関し、「人事院規則」への委任を「政令」への委任に改める等、所要の措置を講ずる（人事公正委員会が所掌する事項については、「人事公正委員会規則」に委任する。）。
現在人事院規則で規定されている研究休職等について、分限（休職）の一形態として位置付ける現行の規定を見直し、研究休職等を新たに「派遣」として規定する。
- (2) 給与、勤務時間・休暇、災害補償、育児休業等に関する法律における「人事院規則」への委任を「政令」への委任に改める等、所要の措置を講ずる。
※ 法定の範囲は基本的に変更していない。
- (3) 給与の現金払い、直接払い、全額払いの原則を一般職給与法に規定する。
- (4) 各省各庁の長が超過勤務を命ずるに当たって留意すべき事項その他超過勤務を縮減するために必要な事項についての指針を内閣総理大臣が定め、公表することを一般職勤務時間法に規定する。
- (5) 現在人事院規則により定められている職員の保健、安全保持等に関する事項は、労働安全衛生法等で定める事項との均衡を考慮して政令で定める。
- (6) 団結権を引き続き制限され、協約締結権を付与されない警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員の勤務条件については、職務の特殊性及び協約締結権を付与される職員の勤務条件との均衡を考慮して定める。

2 人事行政の公正の確保

- (1) 職員に関する人事行政は、国民全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならないことを国家公務員法に明記する。
併せて、採用試験、選考等の個別の作用規定において、その公正性を確保するために必要な法定事項を明記する。
- (2) 不利益処分不服審査、政治的行為の制限、営利企業に関する制限、官民人事交流法の規定による交流基準の制定に関する事務等を所掌する人事公正委員会を設置する（3（人事公正委員会の設置）参照。）。
- (3) 内閣総理大臣は、職員の任免、分限及び懲戒に関する政令の制定又は改廃の立案に際しては、あらかじめ、人事公正委員会にその内容を通知する。人事公正委員会は、職員に関する

人事行政の公正を確保するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該通知に係る政令その他法令の制定又は改廃に関し意見を申し出ることができる。

- (4) 人事公正委員会は、職員に関する人事行政の公正の確保を図るために必要があると認めるときは、各府省大臣に人事行政の改善を勧告することができる。

3 人事公正委員会の設置

- (1) 内閣総理大臣の所轄の下に、公務の公正性を確保し、かつ、職員の利益を保護するため、職員に関する人事行政の公正の確保を図ることを任務とする人事公正委員会を置く。
- (2) 人事公正委員会は、任務を達成するため次に掲げる事務をつかさどる。
- ① 職員の勤務条件に関する行政措置の要求及び不利益な処分についての不服申立てその他の職員の苦情を処理すること。
 - ② 職員の政治的行為の制限及び営利企業に関する制限に関する事務
 - ③ 官民人事交流法の規定により交流基準を制定すること。
 - ④ 再就職等監視・適正化委員会の事務（II 1（再就職等監視・適正化委員会の設置）参照。）
 - ⑤ 国家公務員倫理審査会の事務
 - ⑥ 関係大臣その他の機関の長に対し人事行政の改善に関する勧告を行うこと。
 - ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき人事公正委員会に属させられた事務
- (3) 人事公正委員会は、独立してその職権を行う委員長及び委員二人（委員は非常勤）をもつて組織する。委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- (4) 人事公正委員会に事務局を置く。
- (5) 人事公正委員会に、審議会等として再就職等監視・適正化委員会を置く。この他、別に法律で定めるところにより人事公正委員会に置かれる審議会等は、国家公務員倫理審査会とし、国家公務員倫理法の定めるところによる。

4 その他の改正

- (1) 中央労働委員会が非現業国家公務員等の不当労働行為事件の審査、あっせん・調停・仲裁等の事務を所掌することに伴い、中央労働委員会の委員の増員等労働組合法の改正を行う。
- (2) 自律的労使関係制度を措置し、公務員庁を設置するとともに、内閣人事局は幹部人事の一元管理に関する事務を所掌する組織とすること等に伴い、国家公務員制度改革基本法について所要の改正を行う。

IV 施行期日等

- (1) 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、幹部人事の一元管理と現行の再就職等監視委員会の監視機能の強化に関する措置（いずれも作用規定に限る。）については公布の日から施行する等の措置を講ずる。
- (2) （略）
- (3) 政府は、この法律及び国家公務員の労働関係に関する法律の施行の状況を勘案し、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員の給与に関し、法律の委任に基づき政令で定める事項の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

国家公務員の労働関係に関する法律案の概要

(平成 23 年 6 月国会提出・平成 24 年 11 月廃案)

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与し、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定める。

I 労働組合

1 労働組合の組織

- (1) 労働組合は、職員（一般職の国家公務員。ただし、（ア）警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員、（イ）事務次官、外局の長官及び局長等（範囲は中央労働委員会が認定して告示する。）、（ウ）特定独立行政法人等に勤務する一般職国家公務員、を除く。）が主体となって自主的にその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体とする。
- (2) 職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。
- (3) 管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の労働組合を組織することができない。管理職員等の範囲は中央労働委員会が認定して告示する。

2 労働組合の認証

- (1) 労働組合は、申請書に規約を添えて中央労働委員会に認証を申請することができる。（認証の要件）
 - ・ 労働組合の規約に、名称、主たる事務所、組合員の範囲、役員、会議、投票、経費及び会計等の必要な事項が記載され、会計報告は、公認会計士又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回組合員に公表されることとされていること。
 - ・ 規約の作成、役員の選挙等重要な行為が組合員全員の過半数で決定されること。
 - ・ 職員が全ての組合員の過半数を占めること。
- (2) 中央労働委員会は、認証を申請した労働組合が要件に適合するときは、当該労働組合を認証し、その名称、主たる事務所の所在地等を告示しなければならない。
- (3) 認証された労働組合が労働組合でなくなったとき、認証の要件に適合しない事実があったとき等は、中央労働委員会は、当該認証された労働組合の認証を取り消すことができる。認証を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

3 労働組合のための職員の行為の制限

(1) 在籍専従の許可

職員は、労働組合の業務に専ら従事することができない。ただし、職員は、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合（認証をされていない連合体である労働組合であって、認証された労働組合のみから構成されるものを含む。）の役員として専従できる（休職者扱いで無給）。

(2) 短期従事の許可

職員は、(1)の場合のほか、所轄庁の長の許可を受けて、認証された労働組合の役員等として勤務時間中当該組合の業務に従事することができる（一年を通じて三十日まで。給与は減額）。許可の有効期間中は職務に従事しない。

II 団体交渉

1 団体交渉の範囲

- (1) 当局は、認証された労働組合から次に掲げる事項について適法な団体交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。
- ① 職員の俸給その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
 - ② 職員の昇任、降任、転任、休職、免職及び懲戒の基準に関する事項
 - ③ 職員の保健、安全保持及び災害補償に関する事項
 - ④ ①～③に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事項
 - ⑤ 団体交渉の手続その他の労働組合と当局との間の労使関係に関する事項
- (2) 国の事務の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることはできない。

2 団体交渉を行う当局

団体交渉を行うことができる当局を定める。

(例)

- 勤務条件に関する事項のうち、法律又は政令の制定改廃を要するもの ⇒ 当該事項に係る事務を所掌する主任の大臣
- 勤務条件に関する事項のうち、法令の規定に基づき各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が定めるもの ⇒ 各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員

3 団体交渉の手続等

- (1) 予備交渉の実施、団体交渉の打切り、勤務時間中の適法な団体交渉の実施等を規定する。
- (2) 職員は、勤務時間中の適法な団体交渉への参加について所轄庁の長の許可を受けなければならない。所轄庁の長は、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを許可するものとする。
- (3) 当局は、団体交渉の議事の概要を、インターネット等により速やかに公表する。

III 団体協約

1 団体協約の範囲

認証された労働組合と当局が団体協約を締結することができる事項は、上記IIの1の(1)のとおりとする。ただし、国家公務員の労働関係に関する法律、国家公務員法等の改廃を要する事項に関しては、団体協約を締結することができない。

2 団体協約を締結する当局

- (1) 団体交渉を行う者と同一の者が団体協約を締結する。
- (2) 法律又は政令の制定改廃を要する事項について団体協約を締結しようとするときは、あらかじめ内閣の承認を要する。

3 団体協約の効力の発生等

当局は、団体協約の内容を、インターネット等により速やかに公表する。

4 団体協約の締結に伴う実施義務

団体協約の締結によって実施義務を負う者及び実施義務の内容を定める。

(例)

- 勤務条件に関する事項のうち、法律の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、内閣に団体協約の内容を適切に反映させた法律案の国会提出を義務付ける。
- 勤務条件に関する事項のうち、政令の制定改廃を要する事項について団体協約が締結されたときは、内閣に団体協約の内容を適切に反映させた政令の制定改廃を義務付ける。
- 勤務条件に関する事項のうち、法令の規定に基づき各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員が定めるものについて団体協約が締結されたときは、各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員に団体協約の内容を適切に反映させた勤務条件の決定又は変更を義務付ける。

5 団体協約の失効

- (1) 団体協約の内容を反映させるために提出された法律案が、会期中に法律とならなかった場合（閉会中審査された場合を除く。）、団体協約を締結した労働組合の認証が取り消された場合には、団体協約は失効する。
- (2) 団体協約の内容を反映させるために提出された法律案が、修正されて法律となった場合は、当該法律と抵触する範囲において、団体協約は失効する。

IV 不当労働行為

1 不当労働行為の禁止

労働組合の組合員であること等を理由として職員に対して不利益な取扱いをすること、認証された労働組合との団体交渉を正当な理由がなく拒否すること、労働組合の運営等に対して支配介入・経費援助をすること等の行為を禁止する。

2 不当労働行為事件の審査の手続等

中央労働委員会は、認証された労働組合、認証された労働組合の組合員である職員等から当局が不当労働行為の禁止規定に違反した旨の申立てを受けたときは、国家公務員担当公益委員（重要な事件等の場合は公益委員全員）をもって構成する合議体が調査・審問を行い、当該合議体が認定した事実に基づき、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申

立てを棄却する命令（救済命令等）を発する。また、中央労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

V あっせん、調停及び仲裁

1 中央労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁

- (1) 認証された労働組合と当局（関係当事者）の間に発生した紛争であって団体協約を締結することができる事項に係るものについて、中央労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設ける。
- (2) あっせんは、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員、国家公務員担当労働者委員等のうちから、会長が指名又は中央労働委員会の同意を得て会長が委嘱するあっせん員により行われる。調停は、国家公務員担当公益委員、国家公務員担当使用者委員、国家公務員担当労働者委員のうちから、会長が指名する各三人以内の調停委員により組織される調停委員会により行われる。また、仲裁は、国家公務員担当公益委員の全員をもって充てる仲裁委員、又は会長が国家公務員担当公益委員のうちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員により組織される仲裁委員会により行われる。
- (3) あっせんは関係当事者の双方若しくは一方の申請又は中央労働委員会の決議により、また、調停及び仲裁は関係当事者の双方の同意に基づく申請のほか、関係当事者の一方の申請、中央労働委員会の職権、各省大臣若しくは会計検査院長（自ら又はその部内の職員が関係当事者の一方である場合に限る。）又は内閣総理大臣等が公益上特に必要があると認める場合における請求により開始される。

2 仲裁裁定の効力

- (1) 仲裁裁定のあったときは、当該仲裁裁定の定めるところにより、関係当事者間において有効期間の定めのない団体協約が締結されたものとみなす。
- (2) 法律又は政令の制定改廃を要する内容の仲裁裁定の場合は、内閣に対して法律案の国会提出又は政令の制定改廃の努力義務を課す。それ以外の事項に係る仲裁裁定については、団体協約と同様の実施義務を課す。

VI 施行期日等

- (1) 一部の規定を除いて、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。
- (2) (1)の施行日から二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、各省各庁の長又はその委任を受けた部内の国家公務員は、法令の規定に基づき当該者が定める勤務条件に関する事項について団体協約を締結することができない。
- (3) 政府は、団体交渉の実施状況、あっせん、調停及び仲裁に関する制度の運用状況その他のこの法律の施行の状況並びに自律的労使関係制度の運用に関する国民の理解の状況を勘案し、国家公務員の争議権について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

職員団体の状況

表7 我が国における府省別の主な職員団体の組織状況

	主な職員団体の系統			◎の系統に属する職員団体の組織率の合計				職員団体なし
	連合系	全労連系	その他	75%以上	50%以上 75%未満	25%以上 50%未満	25%未満	
内閣府	◎	○					*	
総務省		◎				*		
法務省		◎					*	
外務省							*	
財務省	◎	○			*			
文部科学省							*	
厚生労働省		◎			*			
農林水産省	◎				*			
経済産業省		◎					*	
国土交通省	○	◎	○			*		
環境省							*	
人事院		◎					*	
会計検査院			◎		*			
				—	4府省	2府省	4府省	3府省

(注) 1 「主な職員団体の系統」欄については、府省内の組織率が高い方の系統に◎を、それ以外の系統がある場合は当該系統に○を記入した。

2 組織率は、常勤の在職者（管理職員等を含む。総務省調べ）に占める職員団体への加入者の割合。

3 防衛省を除く。また、各府省には外局や地方機関を含む。例えば、内閣府には沖縄総合事務局等、財務省には国税庁、国土交通省には気象庁等の在職者がそれぞれ含まれる。

人事院作成

図9 我が国の非現業国家公務員の職員団体への加入状況

(在職者：約272,000人)



(注) 1 加入状況は平成24年3月31日現在。

2 海上保安官等（警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員）には、団結権が付与されていない。

3 連合、全労連いずれの連合体にも属しない職員団体もあるが、全体に占める割合は1%未満である。

人事院作成

出典：人事院「平成23年度年次報告書」p68-69

国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の「全体像」について（抄）

（参考）自律的労使関係制度の措置に伴う便益・費用

1 便益

（1）内閣による主体制かつ柔軟な人事・給与制度の改革
人事行政関連機能を集約した公務員庁（仮称）を設置し、内閣が国家公務員の人事・給与制度全般の企画・立案について権限と責任を持つ体制が確立される。
これにより、内閣は、第三者機関に依存せず、国家公務員の使用者としての明確な当事者意識と責任の下に、団体交渉を通じて職員の意見を反映させつつ、国民の行政ニーズや社会経済情勢に柔軟に対応した人事・給与制度を主体的に設計・構築することなどが可能となる。こうした人事・給与制度の改革を進めることによって、職員の意欲と能力を高めるとともに、優秀な人材を確保・活用できる。

（2）職員の意識改革
労使が当事者意識を持ち真摯に向き合うことによって、公務を取り巻く環境に対する認識や効率的で質の高い行政サービスの実現という理念が共有され、国家公務員としての職員の使命感が高まる。透明性の高い労使関係の下で給与等の勤務条件を決定することにより、職員は自らの働きぶりに対する国民の視線を意識しながら業務に取り組む。

（3）効率的で質の高い行政サービスの提供
内閣は、団体交渉を通じて職員の意見を反映させつつ、国民の行政ニーズや社会経済情勢に柔軟に対応した人事・給与制度を主体的に設計・構築することによって、職員の意欲と能力を高めるとともに、優秀な人材を確保・活用できる。
また、職員は、公務を取り巻く環境等に対する認識を深めつつ、國家公務員としての高い使命感を持って、国民の視線を意識しながら業務に取り組む。加えて、勤務時間等の勤務条件についての交渉を通じ、労使双方が効率的な業務の進め方にについて考え、更なる改善を進めようになる。

2 費用

- （1）交渉に係るコストの増大
新たな制度の下では、労使がお互い納得し、合意した上で協約を締結することを目的に交渉を実施することとなり、現在よりも交渉回数、交渉時間等のコストの増大が見込まれる。しかし、交渉がより円滑に実施されるようになれば、交渉コストが抑制され又は減少することとなる。
- （注1）制度導入後に現行制度を一から見直し、協約を締結しようとする場合には、交渉コストが増大することから、当面、現行をベースとして勤務条件を設定し、その後、優先順位・緊急性の高いものから順次交渉し、協約を締結していく等、労使ともに制度移行期の交渉コストを引き下げる工夫が必要である。
- （注2）平成22年3月現在、登録職員団体数（は連合会で44団体 数は2060団体）あり、中央交渉でこれらの団体と個別に交渉を行うことになる場合には交渉コストが大幅に増加する。労使ともに、交渉方法等を工夫することにより、交渉コストの抑制に努める必要がある。

（2）交渉不調の場合の調整コスト

- 自律的労使関係の下で、労使間で自主的に交渉が決着する場合には、調停・仲裁等に係るコストは発生しない。
労使間の交渉が不調に終わり、中央労働委員会における調停・仲裁等の手続きに移行する場合には、調整を要する事案の内容や件数により、調整に必要な人的コストが発生し得るが、これは交渉がいたずらに長期化すること等を避けるための必要なコストと考えられる。

（3）便益の向上と費用の抑制について

- 自律的労使関係制度の措置によって、一定の便益及び費用が生じるのではなく、新たな制度の下での双方の努力や労使関係の成熟によって変わるものである。
このため、労使双方とも、自主的な決着を目指して、相互の信頼関係の下に効率的な交渉の運営を図り、費用を極力抑制するところが求められる。同時に、労使が真摯に向き合い、公務を取り巻く環境について認識を共有しながら業務に取り組むことにより、一層効率的で質の高い行政サービスの実現を図り、一体となって便益の向上に努めていく必要がある。